

親と子どもの居場所運営業務委託に係る事業候補者選考実施要領

1 業務の概要、選定方法等

(1) 業務の名称

親と子どもの居場所運営業務（南区域）

(2) 業務の内容

地域や学校などと連携して何らかの支援を要する子育て家庭を早期に把握する体制を整え、親に対しては子育ての精神的・身体的負担を軽減するための支援を行い、子どもに対しては生活習慣・家庭学習の習慣付けや体験・経験の機会を提供する支援を行うとともに、必要に応じて適切な支援につなぐなど、個々の状況に応じた包括的な支援を提供するため、親と子どもの居場所運営業務を委託するもの

※ 詳細については、親と子どもの居場所運営業務委託 仕様書のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とし、広く公募により、本件にかかる選考のための事業者選考委員会を設置し、随意契約の候補者を1者選定する。

※ 事業者選定方法については「7 審査方法及び審査結果」を参照。

(4) 委託期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

ただし、本業務は令和8年9月1日から令和13年3月31日までの期間を前提とした業務委託である。委託契約を締結した者が、初年度の業務を不足なく履行したと本市が判断した場合は、引き続き委託契約を締結する（市の令和8年度予算において、当該契約に係る経費が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除できるものとする）。

(5) スケジュール（スケジュールは変更する場合がある）

内容	日時
公募の開始	令和8年5月14日（木）
参加申請書・質問書の提出期限	令和8年5月21日（木）午後5時15分まで
質問書に対する回答	令和8年5月28日（木）
参加申請関係書類の提出期限	令和8年6月4日（木）午後5時15分まで
選考委員会	令和8年6月10日（水）
審査結果の通知	令和8年6月下旬

(6) 選考に係る事務を担当する部局の名称、所在地及び連絡先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号（市役所2階）

宇都宮市子ども部子ども政策課健全育成グループ

電話：028（632）2944 FAX：028（638）8941

E-mail：kodomomirai@city.utsunomiya.tochigi.jp

※ 受付時間は、本市の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 参加資格要件

本選考に参加する者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。ただし、手続き開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (3) 役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つものをいう。）と認められる者ではないこと
- (4) 本業務の同種・類似業務について実績を有すること

3 参加申請書等の提出

(1) 参加申請

本選考への参加を希望する者は、次のとおり、「参加申請書（様式1）」を提出しなければならない。（「参加申請書」は、宇都宮市ホームページに掲載）

- ア 提出書類 参加申請書 1部
- イ 提出期限 令和8年5月21日（木）午後5時15分まで（厳守）
- ウ 提出場所 宇都宮市子ども部子ども政策課健全育成グループ ※1(6)参照
- エ 提出方法 持参または、書留郵便にて送付すること

(2) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限る、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

- ア 提出書類 質問書（任意の様式）
- イ 提出期限 令和8年5月21日（木）午後5時15分まで（厳守）
- ウ 提出場所 宇都宮市子ども部子ども政策課健全育成グループ ※1(6)参照
- エ 提出方法

電子メールにより提出することとし、複数回にならないよう、まとめて提出すること。電子メール以外の方法による提出は認めない。

オ 回答方法

質問に対する回答は、令和8年5月28日（木）までに、すべての参加申込者に電子メールで通知する。なお、質問に対する回答は、本要項及び仕様書に対する追加又は修正とみなす。

4 提出書類作成要領

(1) 提出書類

実施体制（様式2）及び事業の概要（様式3）

(2) 提出期限

令和8年6月4日（木）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出場所

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 子ども部 子ども政策課 健全育成グループ

(4) 提出方法等

- ・ 提出する書類は、持参又は郵送（書留に限る。）により提出することとし、その他の方法による提出は認めない。
- ・ 持参により書類を提出する場合の受付時間は、市役所の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時15分までとする。

(5) 提出書類の記載事項及び規格等

ア 提出書類の記載事項

提出書類の作成に当たっては、仕様書の内容及び以下の項目を踏まえ、実現性が高く、具体的で効果的な内容を提案すること。

提出書類		備 考
様式2	(1)実施体制	・ 配置予定の業務主任担当者を記載する。 ※他の企業等に当該業務の一部を再委託する場合には、分担業務の内容、再委託先及びその理由を記載する。
様式3	(2)事業の概要	・ 実施する事業内容についての概要を記載する。
自由様式	(3)会社概要 (提出は任意)	・ 会社概要を記した資料（パンフレット等）を添付する。

イ 提出書類の規格及び部数

- ・ 提出書類（紙媒体、カラー又は白黒）・・・9部（うち1部は未製本）
※原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じで作成すること
※添付書類についても、可能な限りA4判規格に揃えること

5 事業内容の評価項目

事業内容の評価については、主に次の項目により総合的に行う。

- ①本業務の実施体制、人員体制の確保
- ②事業実施に必要な施設、設備の確保
- ③本業務及び類似業務における実績
- ④事業背景の認識
- ⑤事業実施に効果的な運営方針・事業計画
- ⑥関係機関との連携
- ⑦実施内容の確実性

6 その他

(1) 疑義の照会

提出書類の内容等については、後日、市から照会を行うことがある。

(2) 申請に係る費用負担

申請に係る費用（提出書類の作成に要する費用、旅費など）は、全て申請者の負担とする。

(3) 提出書類の取り扱い

- ・ 書類の提出後の追加及び変更は認めない。ただし、市が差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された書類等は一切返却しない。
- ・ 提出された書類等は複製する場合がある。

(4) 提出書類の公開等

- ・ 提出書類等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより貴社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

(5) 秘密の厳守

当該選考により、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(6) 表現の方法

提出書類の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

7 審査方法及び審査結果

提出された提出書類の審査を実施し、申請者への質疑等を行った上で、評点付けを行う。候補者の選定は、評点に基づいて提案者を順位付けし、最も評点の高かった申請者を候補者として選定する。

(1) 選考委員会

ア 日時及び場所 令和8年6月10日（水）予定

※ 時間及び場所は、別途指定し参加者に直接連絡する。

イ 説明者 本業務遂行時の主務及び実務担当予定者（3名程度）

ウ ヒアリング ・ ヒアリングは提出書類を基本に行うが、記載のない事項についても確認する場合もある。

エ その他 ・ 参加者が多い場合には、日時を別日にすることがある。

(2) 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- ・ 提出書類に記載された技術者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合
- ・ 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった場合
- ・ その他、本要項の諸条件に違反した場合

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果については、令和8年6月下旬に申請者へ書面で通知する。
- ・ 次点の者又は選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、宇都宮市役所の閉庁日を含まない。）以内の午前8時30分から午後5時15分までに審査結果の通知を持参の上、書面により申請するものとする。なお、その回答は後日、書面により行うものとする。
- ・ 審査結果に対する、異議申し立ては受け付けない。

8 契約

- (1) 事業者選考委員会で選ばれた候補者と随意契約を締結する予定である。
- (2) 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- (3) 本市は、契約締結後においても、契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

9 留意事項

- ・ 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- ・ 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- ・ 本業務の実施により得られた成果は、市に帰属する。
- ・ 本業務の仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。また、協議の結果を記した書面を市に提出すること。
- ・ 業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ本市の承諾を求めること。また、委託業務の全部を再委託することはできない。